

広島県告示第三百九十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十二條の四第四項及び第三十三條第四項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次の病院を認定した。

平成二十年四月七日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人緑風会 ほうゆう病院	呉市阿賀北一丁目一四番一五号	平成二〇年四月一日から 平成三年三月三十一日まで
ふたば病院	呉市広白石四丁目七番二二号	平成二〇年四月一日から 平成三年三月三十一日まで
メープルヒル病院	大竹市玖波五丁目二番一号	平成二〇年四月一日から 平成三年三月三十一日まで
独立行政法人国立病院機構賀茂 精神医療センター	東広島市黒瀬町南方九二番地	平成二〇年四月一日から 平成三年三月三十一日まで
医療法人仁康会 小泉病院	三原市小泉町四二四五番地	平成二〇年四月一日から 平成三年三月三十一日まで
医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町六丁目三一番一号	平成二〇年四月一日から 平成三年三月三十一日まで
福山友愛病院	福山市水呑町三〇二番地の二	平成二〇年四月一日から 平成三年三月三十一日まで